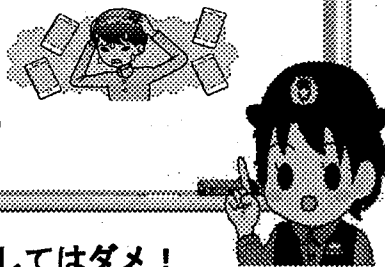


夏休み中の少年の非行・犯罪被害防止

夏休みは、子どもに自由な時間が増えるため、SNSを通じて知らない人と出会ったり有害な情報に触れる危険性が高まります。

特に子ども達が

- ① 「闇バイト」に応募して犯罪に加担する
- ② SNS等の利用をきっかけに性的な被害に遭うことが懸念されます。



①「闇バイト」は犯罪実行者の募集です！絶対に応募してはダメ！

SNSを通じた相手や知人等から、「高収入」「簡単作業」などの甘い言葉で「闇バイト」に誘導されることがあります。連絡先を教えていると、断ろうとしても、個人情報をもとに脅されて、特殊詐欺の受け子や強盗などの犯罪に加担させられ、結果的に厳しい処罰を受けることがあります。

知らない相手からの勧誘には応じず、怪しい募集には、

- ①まずは疑う！②誘われても絶対に断る！③家族、学校、警察に相談する！

ようにしましょう。



② SNS等の利用に潜む危険

○ SNSに投稿した個人情報の特定

学校名、制服、位置情報付きの写真等から個人を特定されてしまい、脅迫等に利用されることがあります。

○ 性被害・グルーミング

DMやゲーム内のチャットを通じて信頼関係を築き、画像送信や対面接触に誘導する手口が多くあり、その中で特定された個人情報を利用され、児童ポルノ等の被害に遭うことがあります。

○ いじめ・誹謗中傷

SNSは匿名性と拡散性が高く、学校内での誹謗中傷等がオンラインで長時間広範囲に続くことがあり、悪質な書き込みは刑罰（名誉毀損・侮辱罪等）の対象となることがあります。

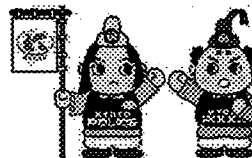
子どもとのコミュニケーションを大切に！

子どもの安全のため、保護者がネット利用環境を整えてあげることをペアレンタルコントロールと言います。犯罪に巻き込まれたり、トラブルに遭わないため、子どもと使い方を話し合いながらフィルタリング等の設定を利用しましょう。

具体的には、

- ・有害・違法サイトのフィルタリング
- ・アプリの利用、課金やダウンロード、使用時間の制限
- ・位置情報の確認

などを行いましょう。



～嵯峨根の掲示板～

- 長女(2年生7歳)は、全力女子です。遊びに全力のため、帰宅後の宿題をする体力を残していません。機嫌が悪くなります。その様子を弟たちが静かに見守っています。
- 長男(年中クラス4歳)は、七夕の短冊に『筋肉マッチョになりたい』と書きました。ブランコで鉄棒の技をしようしたり、蝶々を捕まえようとして、蚊をつぶす要領で両手を合わせたり、一度、失敗して学ぶタイプのようなです。
- 次男(満2クラス3歳)は、小さいバッタを捕まえられようになりました。虫かごに多くのバッタが捕まっています。動いていません。いつか解放してあげてください。

胡麻防犯

南丹警察署
☎0771-62-0110
胡麻駐在所
☎0771-74-0200

令和8年度

第2回 京都府警察官・警察事務職員 受験申込み開始!!

警察官

申込期間:令和8年 7月1日(水)~8月14日(金)

第1次(筆記)試験:令和8年 9月20日(日)

警察事務職員

申込期間:令和8年 7月1日(水)~8月14日(金)

第1次(筆記)試験:令和8年 9月27日(日)

京都府警察本部 警務課 採用係

075-415-3140 (直通)

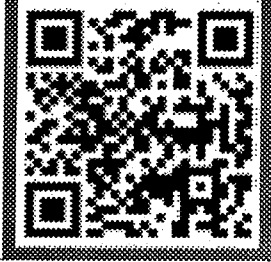
採用ホームページ



X



Instagram



水の事故に注意!

～楽しい夏休みを過ごすために～

例年、海や川での事故が発生しています。命に関わる事故を防ぐため、その原因や防止策などについて確認しておきましょう。

◆ 京都府内の水難事故の特徴 (過去5年間の数値: 令和3年~令和7年)

- 過去5年間、年間平均13人が水難事故に遭い、水難者の約5割が死亡 (過去5年の水難者65人のうち、死亡は31人)
- 海での水難者が約60%、川での水難者が約35% (過去5年の水難者65人のうち、発生場所ごとの内訳は海39人、川23人、その他3人)

水難事故を防ぐために

- 子どもだけの水遊びは大変危険です。また、大人が一緒の時でも子どもから目を離さないようにしましょう。子どもは「静かに」溺れる傾向があります。注意して見ていないと、溺れていることに気が付きません。
- 川は水面が穏やかであっても、水面下の流れが複雑なために流されたり、川底に向かう流れによって水中に引き込まれる危険性があるほか、上流の天候によって急に増水することがあるので注意しましょう。
- 天候や体調が悪い時や飲酒した時は、水辺に近づかないようにしましょう。

自転車の違反に青切符が導入されました！

～自転車を安全に利用するために～

自転車の交通事故で多い類型・原因・時間帯

(類型)

- ① 出会い頭
- ② 右折・左折時

(時間帯)

- ① 8～10時
- ② 16～18時
- ③ 18～20時

(原因)

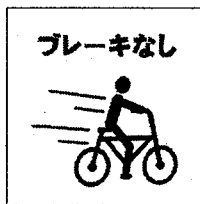
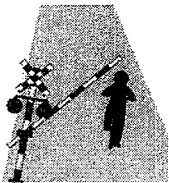
- ① 交差点安全進行義務違反
- ② 安全不確認
- ③ 動静不注視

詳しい自転車の交通ルールはこちら→



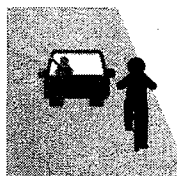
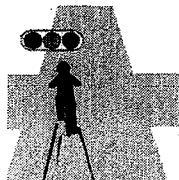
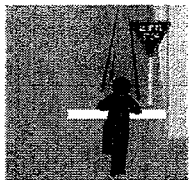
重大な事故につながるおそれの高い違反

遮断踏切立入り 制動装置不良 ながらスマホなど



その他の事故につながる違反

一時不停止 信号無視 右側通行など



違反手続の流れ

軽微な違反
(交通反則通告制度対象)

悪質な違反
(交通反則通告制度対象外)

青切符を
交付

赤切符
を交付

8日以内に
反則金を
納付

する

しない

交通反則通告
センターに出頭し、
反則金納付の通告
を受ける

11日以内に
反則金を納付

する

しない

手続終了

刑事手続へ
有罪なら前科
(拘禁刑・罰金等)

一定の危険な行為(16項目)を3年以内に2回以上繰り返すと**自転車運転者講習の受講が命ぜられます**(受講しない場合は、5万円以下の罰金)。

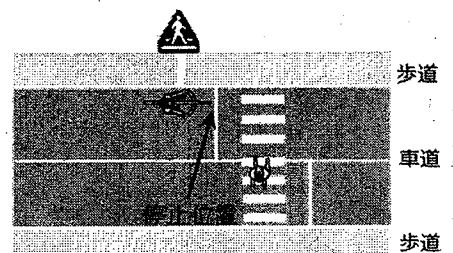
詳しくはこちらの京都府警察HPから→



横断歩行者等妨害等について

横断中又は横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の直前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければなりません。

(反則金6,000円)



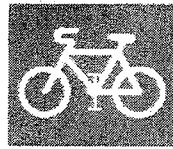
南丹警察署

問合せ先 交通課

歩道通行のルール

(歩道通行できるとき)

- ① 道路標識・道路標示で歩道を通行することができるとき
- ② 13歳未満の方若しくは70歳以上の方、又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき
(例えば道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側を通行することが難しいときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるときなど)



Q 子どもを乗せた自転車なら歩道通行できるの？

A できません。上の①～③に当てはまらない場合は、子どもを乗せた自転車であっても、原則、車道を通行して下さい。



上の①～③の場合で、普通自転車で歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の妨げとなるようなときは、一時停止しなければなりません。

イヤホンについて

Q 自転車乗用中のイヤホンの使用はだめ？骨伝導イヤホンや片耳イヤホンならいいの？

A いけません。装着時に耳を完全に塞がないものであっても、京都府の条例で禁止されています。
(京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例)



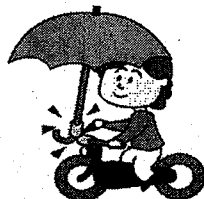
【法律】 警察庁のルールブックには、イヤホンをつけて周りの音が聞こえない状態での運転は禁止と書かれています。(反則金5,000円)

【条例】 京都府の条例ではイヤホン又はヘッドホンを使用しながら運転しないことと規定されているから、骨伝導イヤホンや片耳イヤホンの運転でもしてはいけません。

傘さし運転について

Q 自転車乗用中に傘をさすのはだめ？傘スタンドならいいの？

A いけません。傘スタンドであっても、積載物の違反や、積載方法の違反に抵触する場合があります。雨の日はレインコートを着用しましょう。



【法律】 道路交通法で傘を差して自転車を運転しないことと規定されています。(反則金5,000円)

また、傘スタンドは積載装置として捉えるのが妥当であり、傘を広げた場合、積載装置の前後から0.3mを超えてはみださないこと、左右から各0.15mを超えてはみ出さないこと、高さ2mを超えないことという積載物の違反に抵触する場合があります。直径0.3m以下の傘であったとしても、運転者の視野が妨げられたり、風等により自転車の安定性が損なわれると乗車又は積載方法の違反となる場合があります。

【条例】 京都府の条例では歩行者が通行している歩道等においては、傘を使用しながら運転をしないことと規定されています。